

平成 30 年度第 1 回三浦市景観審議会 議事録

- 1 日 時 平成 30 年 11 月 19 日 (月) 午後 2 時 30 分から午後 4 時まで
- 2 場 所 三浦市役所 第 2 分館 第 3 会合室
- 3 議 題
 - (1) 三浦市景観重要公共施設候補の選定について
 - (2) みうら観光写真コンクールについて
- 4 報告事項
 - (1) 平成 29 年度の景観法・景観条例の届出状況について
 - (2) 景観資源に関するアンケート調査について
 - (3) みうら景観資産について
 - (4) その他
- 5 出席者
 - (1) 委 員 鈴木委員、中津委員、伊藤委員、渡辺委員、木村委員、上野委員、名倉委員
 - (2) 事務局 中嶋都市環境部長、大滝都市計画課長、鈴木 GL、小笠原主事補
 - (3) 傍聴人 0 人
- 6 議題等関係資料
 - (1) 資料 1-1 (議題 三浦市景観重要公共施設候補の選定について)
 - (2) 資料 1-2 (議題 三浦市景観重要公共施設候補の選定について)
 - (3) 資料 2-1 (報告事項 1 平成 29 年度の景観法・景観条例の届出状況について)
 - (4) 資料 2-2 (報告事項 1 平成 29 年度の景観法・景観条例の届出状況について)
 - (5) 資料 3-1 (報告事項 2 景観資源に関するアンケート調査について)
 - (6) 資料 3-2 (報告事項 2 景観資源に関するアンケート調査について)
 - (7) 資料 4-1 (報告事項 3 みうら景観資産について)
 - (8) 資料 4-2 (報告事項 3 みうら景観資産について)
 - (9) 資料 4-3 (報告事項 3 みうら景観資産について)
 - (10) スライドの写し
- 7 議事

定刻に至り、事務局(中嶋部長)より、本日の資料に係る説明の後、開会を宣言しました。

出席者が半数(7名中7名)に達し、三浦市景観条例の規定により、本審議会が成立していることを報告しました。

傍聴申出はありませんでした。

市より撮影許可申出があり、三浦市景観審議会運営要領第7条ただし書の規定に基づき許可しました。

■議題1 三浦市景観重要公共施設候補の選定について

【鈴木会長】

議題の説明をお願いします。

【事務局】

はじめに、景観重要公共施設に指定できる公共施設についてご説明いたします。

景観重要公共施設に指定することが出来る公共施設は、景観法第8条第2項第4号ロに規定されており、道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園、海岸保全区域等に係る海岸及び漁港漁場整備法による漁港等があります。また、その他政令で定める公共施設としまして、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止施設などがあります。

今、ご説明した道路や河川、都市公園などの公共施設を「景観重要公共施設」として指定することによって、三浦市景観計画のなかで指定した公共施設の整備に関する事項や占用許可等の基準を定めることが出来ます。こうした取組みにより、公共施設が周辺の景観づくりの先導的役割を担うことで、地域の骨格となる「景観軸」や拠点となり、公共空間の質の向上が図れます。なお、整備に関する事項等を定める際には、事前に景観重要公共施設の管理者と協議を行い、同意を得る必要があります。

景観重要公共施設指定までの流れを簡略化すると、図のとおりとなります。

公共施設の施設管理者と景観所管課の市との間において、景観所管課の市が公共施設の管理者に対して、まずは事前相談を行います。

事前相談は、国道や県道であれば、神奈川県横須賀土木事務所、市道であれば三浦市土木課、市営漁港であれば三浦市水産課といったそれぞれの公共施設管理者と行います。

具体的な相談内容としては、景観法や景観重要公共施設の趣旨と内容、景観重要公共施設に指定しようとする公共施設の候補や候補選定の考え方を説明し、認識を共有します。

次に、公共施設管理者との協議に移ります。

具体的な内容としては、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」など景観計画に定める内容を協議していきます。

その後、景観計画の運用にあたり、公共施設管理者と相互に連携する旨の協定を締結し、実際に景観計画の変更を行うこととなります。

いまご説明した行政間との流れから、ここでは景観審議会との関わりについてご説明します。

まず、どの施設を景観重要公共施設に指定するかの候補選定を行います。

次に、どのような整備基準とするかなどについて、素案を作成します。これをもとにして、公共施設管理者と原案を調整し、協議を進めます。協議内容がまとまりましたら、景観計画の変更が必要となります。計画の変更のための諮問を景観審議会に対して行います。その後、都市計画審議会に対し、意見聴取を行い、最終的な景観計画が決定した後、告示を行い、住民へ周知します。

本日の審議会では、視察いただいた公共施設を景観重要公共施設に指定するかの候補選定に伴う審議をしていただきます。

次に、候補選定前に参考として、県内の各市町村の取組み状況及び、前回紹介した以外の県内自治体3

市の指定事例をご紹介します。

神奈川県内は 33 の自治体があり、景観行政団体は 24 の自治体、景観計画を策定しているのは 23 の自治体、その中で景観重要公共施設を指定しているのは 11 の自治体となっております。

事前配布している資料 1-1 では、景観重要公共施設の指定を行っている県内各自治体の、指定施設及び整備・占用に関する内容の詳細を表しています。

次に紹介します 3 市の事例確認で改めてこの資料を参照していただきます。

スクリーンのカッコ内の数字は景観重要公共施設に指定された施設数を表しています。全 88 施設のうち、6 割以上が道路の指定となっており、次に都市公園、漁港施設の順になっています。

詳細は資料 1-2 に掲載しています。後ほどご確認ください。

では、県内自治体 3 市の指定事例についてご紹介いたします。

はじめに、藤沢市についてご説明いたします。

藤沢市では、湘南海岸周辺と江の島で地区を分けて指定しています。

湘南海岸周辺では、藤沢海岸、また、その沿線道路の国道 134 号、県立湘南海岸公園等を指定しています。

江の島は島内の主要道路の県道 305 号、市道片瀬 334 号線、358 号線及び湘南港等を指定しています。

整備・占用に関する内容といたしましては、資料 1-1 をご覧ください。藤沢市の道路では、工作物の色彩の規制、自然石材などの景観に配慮したものの使用、長期間の景観に配慮し、経年変化やメンテナンスに考慮したものの使用などの素材や色彩の規制がされています。

スクリーンをご覧ください。続いて、茅ヶ崎市についてご説明いたします。

茅ヶ崎市では、「なぎさベルト、茅ヶ崎漁港周辺地区」「茅ヶ崎駅北口周辺地区」「鶴嶺参道」及び「県立茅ヶ崎里山公園」の 4 地区に分かれて指定しております。

図に示した「なぎさベルト、茅ヶ崎漁港周辺地区」では茅ヶ崎海岸、沿線道路の国道 134 号及び茅ヶ崎漁港を指定しています。

「茅ヶ崎駅北口周辺地区」では茅ヶ崎市の玄関口である駅周辺の道路等を指定しております。

「鶴嶺参道」では鶴嶺八幡宮までの参道の道路を指定しています。

「県立茅ヶ崎里山公園」では、県立茅ヶ崎里山公園とその周辺道路を指定しています。

スクリーンをご覧ください。続いて、小田原市についてご説明いたします。

小田原市では、小田原駅周辺地区、小田原城周辺地区及び国道 1 号本町・南町周辺地区に分けて指定されています。小田原駅周辺地区では小田原駅周辺道路、小田原城周辺地区では小田原城周辺道路、国道 1 号本町・南町周辺地区では国道 1 号をそれぞれ指定しています。

スクリーンをご覧ください。このように、県内自治体の事例を見ていくと、指定にあたって共通点が三点挙げられます。

一つ目に、観光名所を多く指定していること。二つ目に、海岸線は海岸及び沿線道路を併せて指定していること。三つ目に、公共施設のうち道路を多く指定していること。これらの県内自治体の事例を踏まえて指定に向けて検討していきたいと考えております。

ここで、前回の審議会でもご説明いたしましたが、三浦市の景観重要公共施設の考え方についても一度ご説明いたします。

景観重要公共施設の候補選定にあたっては、基本的に二つの考え方があります。

一つ目は「現にある公共施設が良好な景観の構成要素となっている」という考え方、二つ目は「今後、公共施設を新たに整備することで良好な景観を再生・創出する」という二通りの考え方です。三浦市では、一つ目の地域の景観の構成要素となっている「現にある公共施設」の指定に向けて重点的に進めていきたいと考えています。

改めまして、景観計画には、指定方針として次の三点が記載されています。1 周辺景観においてシンボリックな存在となっている主要な漁港や道路、橋梁、公園、緑地、及びこれらに付帯する施設。2 良好な景観を形成し、景観軸となる道路等の公共施設。3 祭礼、イベント等に活用されるなど、歴史的・文化的な側面から多くの市民や来訪者に利用され、親しまれている公園、緑地、道路等の公共施設。以上の三点に対して、三浦市に「現にある公共施設」で、良好な景観の構成要素になっている公共施設を抽出する考えで進めていきます。

「現にある公共施設」として三浦市内の代表的な公共施設を道路、都市公園、海岸及び漁港の順でご紹介いたします。

はじめに、道路についてご説明いたします。ここでは、市内にある代表的な道路や観光地を結ぶ道路、眺望が良好な道路など 14 路線を示しています。三浦海岸から引橋を廻り、下宮田から三戸へと続き市外からの来訪者も多く利用され、海岸線や市街地、農地沿道を通る主要な幹線道路である国道 134 号。市内の各観光名所へと繋がっている県道の幹線道路であり、国道とアクセスする県道 26 号横須賀三崎線、市内中央部から横須賀市へ繋ぐ県道 214 号武上宮田線、市内の東側沿線を通る県道 215 号上宮田金田三崎港線及び油壺マリパークを繋ぐ県道 216 号油壺線。補助幹線道路としての代表的な市道としては、みうら海岸さくら祭り等のイベントがあり、みうら景観資産にも認定され河津桜がある、市道 310-3 号線等が挙げられます。

次に、都市公園についてご説明します。ここでは、市内の大きな公園として 6 箇所を示しています。みうら景観資産に認定されている県立城ヶ島公園、宮川公園のほか、サッカーコートや野球場のある三浦スポーツ公園、渡り鳥などの野鳥が集まり、河津桜もある小松ヶ池公園等があります。

続いて、海岸についてご説明いたします。三浦市は三方を海に囲まれており、全ての海岸が景観重要公共施設に成り得る対象となっておりますが、ここでは、海水浴場や広い海岸として 6 箇所を示しています。三浦海岸は三浦半島を代表する海水浴場であり、シーズン中はファミリー層をはじめ、多くの海水浴客でにぎわい、三浦海岸納涼まつり花火大会等のイベントも開催されています。また、穴場の海水浴場である大浦海岸等も挙げられます。

続いて、漁港についてご説明いたします。ここでは、市内にある県と市の漁港 6 箇所を示しています。

三崎漁港は日本有数のマグロの水揚げ高を誇り、みうら夜市、三崎朝市等のイベントも多く、市外の来訪者も多い県管理の特定第三種の漁港です。市営漁港においては朝市や地魚料理を楽しめる金田漁港、間口漁港（江奈地区）も挙げられます。以上が市内の主な公共施設です。

現地視察とともにご説明した公共施設の内から景観重要公共施設の候補として、5 箇所の公共施設を事務局案として、ご提案させていただきたいと考えています。

候補案 1 市道 310-3 号線及び小松ヶ池公園をご説明いたします。公共施設として、市道 310-3 号線は道路法の道路、小松ヶ池公園は都市公園法による都市公園にそれぞれ位置付けられています。それぞれの公共施設の特徴として、市道 310-3 号線は三崎口駅から三浦海岸へ通じる線路沿いの道路で、沿道に街路樹として河津桜があります。小松ヶ池公園は住宅地景観エリアに属しながら、野鳥の自然生態観察

がされており、園内に河津桜がある近隣公園になります。毎年2月から3月のみうら海岸さくらまつりのイベント時期にはみうら景観資産に認定した河津桜や菜の花が市道 310-3 号線から、小松ヶ池公園内にかけて咲き誇り、人々が多く集まりたいへんにぎわいます。当該施設は、三浦市の景観重要公共施設の3つの指定方針のうち、「1 周辺景観においてシンボリックな存在となっている主要な漁港や道路、橋梁、公園、緑地、及びこれらに付帯する施設」及び「3 祭礼、イベント等に活用されるなど、歴史的・文化的な側面から多くの市民や来訪者に利用され、親しまれている公園、緑地、道路等の公共施設」に該当していると考えられます。基本的な考え方として、市道 310-3 号線は、「住宅地景観エリア」に属し、良好な景観を形成している道路であります。また、小松ヶ池公園は同様に「住宅地景観エリア」に属しているが、渡り鳥が飛来する貴重な水辺がある都市公園であります。イベント時に多くの来訪者が訪れるため、イメージ向上を図る景観整備が求められると考えられます。整備・占用等に関する基準の案といたしまして、周辺景観との調和に配慮した工作物の外観全体の形状や模様などのデザインである形態意匠と色彩について規制することが考えられます。

続いて、候補案2の三浦海岸及び三浦海岸沿線道路の国道 134 号・県道 215 号及び北下浦漁港（上宮田地区）について説明いたします。公共施設として、国道 134 号及び県道 215 号は道路法による道路、三浦海岸は海岸保全区域等に係る海岸、また上宮田地区の北下浦漁港は漁港漁場整備法による漁港にそれぞれ位置付けられています。それぞれの特徴といたしまして、三浦市内において海水浴客が最も多い海水浴場であり、かつ、三浦海岸納涼まつり花火大会、三浦国際市民マラソン等イベントも多い施設になります。また、三浦海岸の沿線となる国道 134 号と県道 215 号、三浦海岸の沿線の一部に北下浦漁港が含まれています。

当該施設は、三浦市の景観重要公共施設の3つの指定方針のうち、全てに該当すると考えられます。基本的な考え方としまして、三浦海岸は、「海の景観ゾーン」に属し、良好な自然景観を形成している海岸であり、国道 134 号及び県道 215 号は、「景観軸」に位置付けられる道路であります。また、北下浦漁港上宮田地区は三浦海岸などの周辺景観においてシンボリックな海の景観形成をしている漁港であります。三浦海岸では、様々なイベントが開催され、多くの来訪者が訪れるほか、散策などを楽しむ市民の憩いの場にもなっており、賑わいと自然景観保全を両立した景観整備が求められると考えられます。整備・占用等に関する基準の案といたしまして、周辺景観との調和に配慮した工作物の形態意匠及び色彩の規制と、三浦海岸を見渡す眺望の観点から工作物の配置について規制することが考えられます。

続いて、候補案3の金田漁港についてご説明いたします。公共施設として、漁港漁場整備法による漁港として位置付けられています。特徴としまして、三浦市内の市営漁港のうち、毎週日曜日に開催される朝市やレストラン KANEDA による地魚料理が楽しめるレストランが併設され市民にも開放されている漁港であります。当該施設は、三浦市の景観重要公共施設の3つの指定方針のうち、「1 周辺景観においてシンボリックな存在となっている主要な漁港や道路、橋梁、公園、緑地、及びこれらに付帯する施設」に該当すると考えられます。基本的な考え方としまして、金田漁港は、「海の景観ゾーン」に属し、周辺景観にとってシンボリックな海の景観を形成している漁港であります。金田漁港では、朝市やレストランが開設され、多くの来訪者が訪れるため、漁港機能の整備に当たっても、来訪者を意識した景観整備が求められると考えられます。整備・占用等に関する基準の案としまして、周辺景観との調和に配慮した工作物の形態意匠及び色彩について規制をすることが考えられます。

続いて、候補案4の間口漁港（江奈地区）についてご説明いたします。公共施設として、漁港漁場整備

法による漁港に位置付けられています。特徴としまして、三浦市内の市営漁港のうち、松輪エナ・ヴィレッジによる地魚料理を楽しめるレストランが併設され市民にも開放されている漁港であります。当該施設は、三浦市の景観重要公共施設の3つの指定方針のうち、「1周辺景観においてシンボリックな存在となっている主要な漁港や道路、橋梁、公園、緑地、及びこれらに付帯する施設」に該当すると考えられます。基本的な考え方としまして、間口漁港（江奈地区）は「海の景観ゾーン」に属し、周辺景観にとってシンボリックな海の景観を形成している漁港であります。間口漁港（江奈地区）では、レストランが併設されているほか、遊漁船の基地として多くの来訪者が訪れるため、漁港機能の整備に当たっても、来訪者を意識した景観整備が求められます。整備・占用等に関する基準の案としまして、周辺景観との調和に配慮した工作物の形態意匠及び色彩について規制することが考えられます。なお、資料作成時には情報がありませんでしたが、現在のレストランについては、残念ながら閉店となる状況です。

続いて、候補案5の三崎漁港についてご説明いたします。公共施設として、漁港整備法による漁港として位置付けられています。特徴としまして、三崎漁港は日本有数のマグロ水揚げ量を誇り、三崎朝市やみうら夜市等のイベントも多く開催され、市外からの来訪者も多い施設となっております。当該施設は、三浦市の景観重要公共施設の3つの指定方針のうち、「1周辺景観においてシンボリックな存在となっている主要な漁港や道路、橋梁、公園、緑地、及びこれらに付帯する施設」及び「3祭礼、イベント等に活用されるなど、歴史的・文化的な側面から多くの市民や来訪者に利用され、親しまれている公園、緑地、道路等の公共施設」に該当すると考えられます。基本的な考え方としまして、三崎漁港は、「工業地景観エリア」に属し、スケール感の大きな建築物や工作物によって構成され、漁港らしい景観を形成している漁港であります。三崎漁港は、日本でも有数のマグロの水揚量を誇り、食と漁港らしい景観を求めて多くの来訪者が訪れるため、漁港機能の整備に当たっても、来訪者を意識した景観整備が求められると考えられます。なお、三崎漁港区域をすべて含めた場合、小網代湾、油壺湾、諸磯湾、宮川湾も含まれるため、三崎港周辺に限定したいと考えています。整備・占用等に関する基準の案としまして、周辺景観やイベント等に調和した工作物の形態意匠及び色彩の規制をすることが考えられます。

【鈴木会長】

ただいまの説明に関して、何かご意見ご質問等がありますでしょうか。

【上野委員】

今日は選定ということで、どういうレベルまで絞り込むのか、個々についてそれぞれの意見を言うのか、それとも候補を決めるということに絞ってこの中からどれを選ぶという審議ですか。要するに、一つずつについて現地を見てきたから内容をもう一回吟味するというのか、それとも優先順位をつけるのか、それともこれだという候補案を決めるのか。

【事務局】

今回は事務局案といたしまして5つ候補案を示させていただきましたが、本日、市内を見ていただいて、この5つに限られるものではないと考えております。事務局としては、主なものということで、5つ出させていただきましたが、その他の施設も含めてご意見を頂ければと思います。ただし、公共施設の管理者とは何も交渉していない状況です。審議会においてご意見を頂き、この公共施設ではなく、他の公共施設が良いのではないかとか、この公共施設はぜひ取組むべきではないか等のご意見を頂いてから公共施設管理者と協議していくという段階になります。

【中津委員】

何件以上でなければいけないという条件はありますか。

【事務局】

何件以上という条件はないです。候補を5件示させていただいたのはあまり多すぎても取組みきれないという実情も考慮しています。したがって、事務局として、道路、漁港を含めた主要な公共施設を案として示させていただきました。

【中津委員】

分かりました。

【鈴木会長】

今回の審議会で、指定までの流れという資料が入っています。今回は候補の選定で、赤丸がついている所なので、審議会で頂いたご意見に沿って、素案を作成して、その後、施設の管理者と協議をするということですよ。

【事務局】

そうです。まずはご意見を頂いて、こういうところを候補にしたらいいのではないかとこのを本日審議して頂いた上で、事務局が公共施設管理者と協議をしていく案を次回以降にお示しできるのではないかと考えています。また公共施設管理者との協議がこの2～3か月で終わるのか、もう少し掛かるものかという状況もあるため、次回にすべて揃うというものではないと思いますので、審議会で頂いたご意見を踏まえて、県道であれば県土木に対し、指定してこういうことを規制していくというのは可能かどうか、まずそこから調整をしていきたいと考えております。

【鈴木会長】

県の施設等は協議に時間を要しますので、しばらく経ってから具体的な案について審議会の場で議論するということになるということで、よろしいですか。

【上野委員】

わかりました。

あと、もう一つは今回、各地区の11の市がすでにこういうのを決めているということが、参考資料として明確になっています。本日、市のほうで候補を挙げたというのは、それを意識されて、この部分では三浦市としては相応しいのではないかとこのを選んだら、これだけでしたということだと思います。かなり、候補自体が重なっているという感じを受けました。それを今日の感想を言って、案に広がりを持たせるという議論でいいのか。それとも、これにとらわれなくて、候補自体をこういうところが良いのではないかとこの意見を言って良いのか。

【鈴木会長】

具体的に候補案以外に挙げていただいても構わないということです。ただし、指定出来るかどうかというのは、別になります。

【事務局】

三浦市といいますと、海や漁港というイメージがあると思います。また、さくらまつりなどで多くの皆様に訪れて頂いていますので、三浦市はここというイメージがあるのではないかとこのを事務局案として作って、参考でお出しさせていただきました。この候補案に限って、議論を尽くしたいということではなくて、別の施設を景観重要公共施設に指定したほうが良いのではないかとこのご意見があれば、お出ししていただければと思います。

【上野委員】

1番の小松ヶ池公園は、十分に指定できる候補であると感じます。ただし、その条件として、エリアを公園に限ってしまうのではなく、自然地域を活かすために、例えば、三崎口駅から歩いて、遊歩道みたいに通って、農道などを含めてエリアと線が繋がるようにゾーンの的に認定するとか、そういう考え方は可能ですか。例えば、油壺湾のところも、あの建物だけではなく、あの油壺のゾーンとしてその地域を膨らませられるかなど、そういう風な感想を言って良いのか。そのようだと、非常に膨らんでしまうというか、例えば、道路だけにポイントがあるのか。

【鈴木会長】

もう少しエリアとして膨らませてはどうかというご提案ですか。

【上野委員】

そうです。

【鈴木会長】

事務局はいかがですか。

【事務局】

今回の景観重要公共施設とは、公共施設を市や県が整備していく時には、色や形態等のようなものに意識して整備していくよう協議することや、道路に民間の方が占有物を置く際には規制をしていくために指定するものです。今までであれば、色等は規制していなかったですが、自然豊かなところに黄色の占有物を置く場合、景観が台無しになってしまうと思われます。今回は指定しようと考えているところには、派手な色の物は置かないよう規制するように指定していきたいと考えておりますので三崎口駅から三浦海岸駅まで繋がる市道を景観重要公共施設として指定していくという考え方はあると思います。

【鈴木会長】

誇張しないほうが良いと思います。今回は、あくまで公共施設の管理に関しての方針です。そこから見える建物の色は全く関係ない話になってきます。そこは、別に景観計画の中で議論するべき話です。

【上野委員】

場所的には、限定的になってくるということですね。

【鈴木会長】

そうですね。公共が管理している部分は、はっきり線が引かれているので、今回の場合では例えば、最初に行った所では、どこまでが公共用地ですかという質問がありました。つまり、京急さんが管理される部分は含まれないということです。理解していただければと思います。その周辺の市道になっている部分を改めてもう少しプラスアルファで含めるのであれば良いですが、民間が土地を所有しているような部分までを含めようとすると話が複雑になってくるので、公共施設の範囲内で、やらざるを得ないということはあると思います。

【事務局】

小松ヶ池公園を見ていただいて、田んぼの風景であったり、畑の風景であったりが良いというご意見を現地で頂きましたが、そこを指定するというのは今回の趣旨とは違うので、公園であれば公共施設である公園の敷地が対象となります。

【上野委員】

油壺のところなのですが、候補に出ている浜という意味では、和田浜や三戸浜とか、小網代と油壺

と諸磯とそれらを一体で湾として油壺が中核になるような感じ。その程度の範囲で、連続的にこういう景観まで踏み込んで良いのか、そこまでは行き過ぎというのか。

【事務局】

三浦市の海岸は三方を海に囲われておりますので、端から端まで海岸になっています。それぞれ管理者が漁港であれば東部漁港事務所、海岸であれば神奈川県横須賀土木事務所となり、管理主体がそれぞれ異なる状況です。その管理者に対して、何か整備する際や占用物に対してもきちんとして管理していただきと協議する対象をどの公共施設にするかということで検討していただきたいです。全ての公共施設管理者と協議することになると現実的に難しいと事務局は感じています。可能であれば、ある程度区域を区切って指定をしていくことが現実的であると思っております。

【伊藤委員】

出来るだけ早く指定するということが大切であって、数を増やしていつまでも指定が出来ないということでは意味がない。指定数を増やしていくことは今後の宿題という考えで取り組んだ方が良いのではないかと思います。

【鈴木会長】

最終的に決定するまでには都市計画審議会でも景観計画の変更を審議しなければいけないので、年単位で時間がかかる。私が関わっている他の自治体であると、トータル2年くらいで指定したような記憶もありますので、ある程度絞り込んで、同意を得られるところから実施していくというのが現実的であると思います。エリアを広げれば広げるほど時間がかかっていきます。

【上野委員】

私は、候補として挙げていくのであれば、もっと絞り込んだ方がいいと思います。要するに観光的な名所になっていて、観光客もたくさん来る三浦海岸はすでに活性化しているわけです。三崎漁港も色々な形で活性化しています。そういうところより、むしろ、他市事例を見させていただいても、道路にしても、その地区の特徴的な道路とか、なぎさ通りとか、非常に地域の個別的な所にスポットを当てているという感じを受けます。だから、そういう意味で、私の感想としては、現に、活性化している場所よりは、価値が高いのだけど、今まで見過ごされているとか、皆があまり注目していないのだけど三浦らしさがあるところ、すごく発揮できる場所、そういうところを当てはめた方がいいのではないかと。それで、他市事例を見ますと、道路という概念は分かるのですが、都市公園というのもすごくクローズアップして大きく出ています。今日行った中では、小松ヶ池公園や宮川公園というのは、あまりそういう概念で捉えられていないと思います。だから、むしろ、漁港とか三浦海岸とかそういうところは既に色々な形で規制をかけるというよりは、もっと自由にやらせたいと、そういうエリアだと思いますね。あまり規制という概念ではなくて、そういう中からもっともっというんな形で展開が出来るのではないかと思います。だから、今日、私が見た限りでは、その公園関係の小松ヶ池公園や宮川公園。それから東大の臨海実験所も残念ですけどね。ただ、そこに注目したということは、そこもエリアには新井城址もありますし、荒井浜もあるし、あそこで流鏝馬もやっているし、今日歩いたところも非常に三浦らしい一つのスポットだと思います。皆さんはあまり行きませんが。だから、そういうところに、規制をかけることによって、あまり荒らされなくなるというのか、そういうスタンスを感じました。

【鈴木会長】

補足説明させていただくと、東大の施設は景観重要公共施設の候補として行っているのではなくて、

みうら景観資産に推薦する声がありましたが、取り壊しという方針が決定したので見に行きました。あくまで東大は民間施設であり、対象とはならないと理解していただきたい。

【上野委員】

そのエリアであれば対象ということですか。例えば、あそこの浜とかは違うのか。

【鈴木会長】

浜の部分は公共施設です。県が管理している海岸ということですから。

【上野委員】

どういう意味でこれをやっていくのか。部分的に規制をかける、よりよくするために、そのような感じがします。だから、他市事例を見ますと、その地域の特徴的な所にスポットを当てています。だから一番三浦らしいところをクローズアップしていくということに持っていった方がいいのかなと感じます。

【鈴木会長】

もう一つ補足でご説明しますと、市が管理している施設であれば、庁内でこのように整備すべきとビジョンが共有されていると景観重要公共施設に指定しなくても大丈夫です。お互い意思疎通ができていれば。三浦の場合は、そうはなっていないのですが、いくつかの自治体の中では、公共空間の整備をする際は、景観の担当部署に事前に協議をすることとなっています。場合によっては、専門家をいれてデザイン協議をすることとなっているのですが、三浦の場合にはそうはなっていない。少なくとも、市役所の中では組織ですから、歩道整備をする際にはお互いに情報交換をしますので基準を設けるよりも、内部的な調整で出来ます。しかし、それが出来ないのは県が所有している公共施設になります。ですから、県内施設の一覧を見ても、特に小規模な自治体については、県が管理している国道 134 号とか、あとは河川であるとか、海岸とかを指定する傾向にあります。市の中の公共施設をたくさん指定すると手続き的に煩雑になるということがあります。

例えば、金田漁港であるとか、間口漁港の江奈地区に関して、基本的には市の公共施設ですが管理は漁協がやっているのですか。

【事務局】

日常、漁業経営で使っているのは漁協ですけども、例えばコンテナを置く場合の占用許可等は市で行っています。

【鈴木会長】

そこは非常に難しく、漁港というところは働くところであって、すでに占用している物件がたくさんあり、長年放置されているものもあります。占有があるときに丁寧にチェックしていくと、あそこですでにあるものは良いのかという話になってしまう部分もありますので、何を目的に景観重要公共施設にするかということが問われてくると思います。漁港をより観光の資源として整備していこうということが明確になっていれば、方針を出していくことも意味があると思います。ただ、財政状況から考えて、そのままいくということであれば、広告物のようなものを設置する際は相談するという程度の方がいいかもしれないですね。もう少し、漁港の部分に関しては、狙いを明確にしていかなければいけないですね。公共の場が市営の漁港で、市が管理しているということであれば、広告物の管理もできると思いますので、そうすることによって、メリットみたいなものを明確にした方が良いのではないかと。いかがでしょうか。

【渡辺委員】

漁港の話が出ましたが、漁港の施設用地というのは1線用地、2線用地と全部用途が決まっています。1線用地は直接用途が決まっており、2線用地はやや緩い、3線用地はさらに緩いと。そのように用地が使用目的により決まっている。その目的を変えるには、手続きを行わなければいけない。市営漁港の場合は、市の水産課と、変えることが可能なのか協議しなければいけない。三崎漁港の場合は県営漁港なので、当然全部決まっています。それを変えるには、県との協議の必要が出てきますので、時間がものすごく掛かってきてしまうと思います。1年2年では解決できない。すでにもう漁港漁場整備計画もあると思います。その計画に乗っかっていないと、いくらこっちから依頼しても、変更できないと、そういう縛りがあると思いますので、漁港の場合は慎重に協議する必要があると思います。この協議の部分が一番大事であると思います。そうしないと先に進んでいかなければいけないのではないかと。必ずしも駄目と言っているわけではない。こちらで選んでも外していかなければならない状況もあるかなと感じたので、意見します。

【名倉委員】

少しお聞きしたいのですが、漁網とか放置されていますよね。あのようなものは何か規制があるのですか。

【渡辺委員】

金田みたいなところも、先ほど話しましたが、用地の利用目的が決まっていますので、漁網の保管場所になっていけば、見た目は放置かもしれませんが、ちゃんとそこに置いてあるということかもしれません。そのあたりは水産課に聞かなければ分からないですけど。

【名倉委員】

小屋みみたいなものもいっぱいありますけど、管轄外かもしれませんが、固定資産税みみたいなものはかかるのですか。

【事務局】

漁港の中ですか。

【名倉委員】

はい。漁港の中です。先ほどおっしゃっていた小屋みみたいなものがいっぱいあって、これはどうなっているのか。

【事務局】

本来であれば、漁港の中に物を建てる場合や、個人の物を置く場合は占用料を頂くかたちになります。占用許可を取っているのであれば、金額がかかっているはずですが、ただ、漁港で漁業者が自分たちの営みで使っているので許可を得ずに使っている部分もあるのではなかろうかと思いますが、そこは確認出来ていません。

【渡辺委員】

三浦海岸の漁港の離岸堤があるのですが、あれはよく見ると、コンクリートの打ちっぱなしではなくて、少し岩のような形に型枠に入れて作っています。要するに観光で海水浴場として使われているので、漁港漁場整備計画の中で景観に配慮し、その形にするということで作成しているということです。先ほど言ったように長期計画の中で載せないとコンクリートのツルツルの堤防が出来てしまう。あとは、人工構造物の消波ブロックも擬岩みみたいなものもありますよね。そういうのも協議の段階で県や市に伝えておかないと難しいので、そういう手続きを今後どのようにしていくのが課題だと思います。

【事務局】

今の時点ですと、まだ公共施設管理者に対して打診もしていない状況です。今後、この施設について候補にするという合意がとれましてから、各公共施設管理者にこういう趣旨で指定をしていきたいということの説明していきたいと思いますので、協議はまた次の段階になっています。市の水産課については、今回景観審議会の前に漁港施設を見に行くと前もって話をしていますが、やはり漁業施設ですので金田漁港みたいに網がたくさん置いてあることに対して景観上すぐ片付けろと言われても、漁業が優先の施設ですので、難しいという趣旨の話は漁港管理者からは聞いています。会長が言われたように、事業として利用している施設ですので景観とどこまで寄り添えるかというのは難しい話であると感じています。

【鈴木会長】

おそらく、景観重要公共施設として指定しておいて効力が発揮されるのは、例えば、整備を行う時に、ここに挙がっていますのは、細かく色はこうで、デザインはこうで、という風に基準を定めているわけではなくて、「何々に調和する」というような表現で規制しておいて、それをもって、県が整備を行う場合には、事前に協議してもらおうというような形だと思います。ただし、フェンスの色はこう、何々はこうと細かく決めると、市の方から予算を出してくれるのか、という話になるので、整備の目標のようなものを述べて、それに応じた整備をしてくださいというように協議に持ち込むということがメインになると考えます。あともう一つ、占用物件については、海岸で海の家や野立ての広告物を夏の間置く場合に、それが著しく派手なピンクの建物が建ってしまった際に、方針を定めておけば調和しないと指導できますよね。

【名倉委員】

止めることはできるのか。

【鈴木会長】

許可物件であれば可能です。ただ、それが著しく方針と乖離していると説明する義務は行政側にあると思います。例えば、私が関わっている自治体にある事業者のライブハウスがありました。海岸を夏の間占有してやっているものです。当時、私が関わっている自治体では海岸は公共施設になっていなかったと思うのですが、その時に黒いライブハウスが嫌だという住民の方がいました。海岸を景観重要公共施設に指定すると色のルールやデザインはある程度方向性を持たせることが出来るという意見があったことは確かです。ただ、それ以前に問題になっていたのは、風紀上の問題であって、海で飲酒した人たちが住宅街を通り、駅に向かって帰っていくので、夜騒ぐ人間がいるとの理由で反対だったので、そのこと自体は景観の論点から外れるので、そういう議論は私が関わっている自治体ではしなかった。ただ、今、私が関わっている自治体で取り組んでいるのは広告物です。海の家は広告物ですけど、車を走っている人から見えるように道路に設置したがるのですよね。例えば、自分の海を家の宣伝ではなくて、たばこの宣伝だとか、そういうのを掲出するケースがあるので、それはやめてくださいと自家用の広告物に限ると。もしそういう商品の広告物の場合は住宅地側ではなくて、海の側に要するに現地に来ている人たちに見える範囲で設置するのは構わないけれども、道路から見える、日常生活から見える範囲で設置するのは止めてくださいというような指導はしているはずですよ。それは、たぶん 134 号沿いの自治体はそういうことをやっていると思います。

【事務局】

海沿いにある海の家につきましては、景観とは別に風致地区などの規制で色彩などを規制していると

いうことでもあります。景観重要公共施設として海岸を指定したことで海の家を規制しているかということとは鎌倉、逗子、藤沢、茅ヶ崎に対して会議に先立って確認させていただきましたけども、景観重要公共施設だからという理由で海の家に対して色の規制等はしていないということを確認しました。ただ、言われたように広告などは別の規制があるということを確認しております。

【鈴木会長】

三浦海岸は風致地区外していますけど。

【事務局】

海岸は残っています。

【鈴木会長】

いろいろなやり方があるということですね。

【木村委員】

質問なのですが、間口漁港は私の認識では午前中に見た漁港の反対側にある所が間口漁港とっていて、江奈の方が松輪漁港であると思っていて、間口漁港ではないのではないかと思っていたのですが。全体で間口漁港としてよろしいのですか。

【事務局】

間口漁港につきましては、間口地区と江奈地区に分かれております。二つ合わせて市の間口漁港となっております。本日見て頂いたのは江奈地区という地区になります。現地で山を挟んだ反対側にあるとご説明させていただいたのは間口地区であり、専門の漁業者が松輪さばなどを水揚げするような漁港となっております。本日見ていただいたのは、遊漁船等のお客さんを主な対象にしていますので、県外ナンバーの車が多く停まっていたかと思えます。東京や埼玉から来ていただいて、釣り船に乗って城ヶ島沖や東京湾に釣りに出ていくようになっています。

【木村委員】

あと候補1の小松ヶ池公園ですが、私も候補にした方が良いのではないかと思います。ただ、線路の下の方をきちんと整備していかないとまずいです。同時に向かって左側の池の水たまりがありましたが、きちんと柵を作るなりをして、皆さんが安心して来ることが出来る所にしてほしいと思います。

【事務局】

整備をしなければいけないというのは管理している土木課も認識はしております。今後、整備をしていこうという方針はありますが、他の市道も整備しなければいけない路線がたくさんありますので、具体的な予定は立っていない状況です。

【木村委員】

せっかく、候補になるので、そこに拍車をかけて頂いて、最優先ということでやっていただきたい。

【上野委員】

今回、この中に城ヶ島が全然出てきていませんが、あそこは県とか市が第4の国際観光都市と言うのですか。横浜と鎌倉と箱根と第4で城ヶ島。そういう関係で県と市と京急さんと地元で、そういうのを目指すからあえて今回は入れてないというか。そういう視点はあるのですか。

【事務局】

観光の核づくりの部分だと思うのですけれども。

【上野委員】

そうです。

【事務局】

城ヶ島には京急さんがお持ちのホテルがございます。その部分を起爆剤としてホテルの建替えと共に周辺を整備していこうという計画なので、公共施設の部分も含まれていないわけではないが、民間との整備計画の連携に基づいて、全体を整備していくということなので、この公共施設という視点では違うという判定をして、入れておりません。そのほかの部分では、みうら景観資産である城ヶ島公園などの部分では公共施設はたくさんある区域だと思っています。城ヶ島公園という独立した公共施設は部分的にはボリュームがある良い公園であります。単独に入れるというほどの公共施設としてはどうかと思ひまして入れておりません。

【上野委員】

分かりました。

あともう一点。今回、景観資産に関するアンケートをしていただいて、今回の景観重要公共施設の候補に反映するという意図はないのですか。

【事務局】

アンケートにつきましては、後ほど報告をさせていただきますが、アンケートの中でも景観重要公共施設について、相応しい施設はありますかと質問しましたが、回答として、東大の臨海実験所が2件、宮川の風車、あとその他とばらつきがありました。アンケートの中で景観重要公共施設について解説も入れましたが、なかなかご理解が頂けなかったようで、今回の選定に活かせるような回答が得られなかったという状況です。

【上野委員】

それに関連してなのですが、いろいろと聞かせていただいて、小松ヶ池のまちなみ協議会があれだけやっているとか、自然に対して自然を守る会でいろいろやっているだとか、非常に地道にやって頂いている訳ですね。そういう団体の方を巻き込んでやっていくとかですね。そういう人たちもいるのかなと思ひまして。今回のアンケートでもいろいろな支援団体がいっぱいあって、あと、本当の地元の歴史の成り立ちとかを研究されている方がいて、具体的に言うと、みうら観光ボランティアガイド協会ですか。そういう方々もいるのだと改めて認識した。

【鈴木会長】

議題1に関連する内容に絞っていただいてもらえますか。かなり時間が押しているのです。

【上野委員】

そういうのを反映されているかということです。そういう人たちの意見を組み込んで、いろいろ検討された結果こうなったのかということを知りたかったです。

【事務局】

今回、景観重要公共施設の候補案を選定するにあたって、先ほど述べましたように、アンケートの中でお聞きした結果については、趣旨を理解していただいた回答が得られなかったため、今回はこの内容を反映していません。

【鈴木会長】

議題1についてですが、他にご意見はありますか。いくつか重要なご意見を頂いていますが、そのようなものを反映させた上で、まずはこの5つを中心に第1次の景観重要公共施設の検

討を進めていくということによろしいか。おそらく、管理者の同意が得られないよということも出てくるかもしれません。渡辺委員から漁港の管理者は整備計画を既に作っているの、整合性をどうとるかというご意見もありましたし、小松ヶ池の整備もきちんとするべきというご意見も木村委員から頂きました。私の方からも漁港については、何をコントロールするのかということの目的をはっきりとした方がよいという意見も言わせていただきましたので、そのような点を踏まえて検討を続けるということによろしいでしょうか。それでは景観重要公共施設の検討についてはそのような方針で進めるということにさせていただきます。

それでは、議題2に入らせていただきます。議題2についての説明を事務局よりお願いします。

■議題2 みうら観光写真コンクールについて

【事務局】

それでは、議題2「みうら観光写真コンクールについて」ご説明いたします。

今年度も、昨年度に続きまして、三浦市観光協会と写真コンクールを協働開催したいと考えています。コンクールでは、昨年と同様に委員の皆様のみうら景観賞を3点選考していただきます。

みうら景観賞は、写真の技術ではなく、景観の観点から特に優れた作品を表彰するものです。

これまで、景観賞において、平成27年度は「後世に残したい三浦らしい景観」、平成28年度は「三浦市から見える美しい風景」、平成29年度は「三浦市の歴史・伝統を感じる風景」とそれぞれサブテーマを設けて募集を行っています。

今年度は、「あまり知られていない三浦市の景観の抽出」を考えております。三浦市の名所として知られている三浦市の風景でなく三浦市の隠れた名所や風景に焦点を合わせていきたいと考えております。

事務局案として三つのサブテーマをご提案させていただきます。

1つ目が、「私だけが知っている三浦市の風景」

2つ目が、「いつまでも守り続けたいあなたの三浦市」

3つ目が、「三浦市での暮らしや旅の中で出会ったあなたのオススメの風景」です。

以上3点の中から、サブテーマの設定について委員の皆様にご審議いただき選考していただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

【渡辺委員】

一点だけよろしいでしょうか。写真コンクールの応募要領につきましては、すでに観光協会の正副会長会議で決定しておりますが、サブテーマだけ保留になっています。本日選ばれたテーマをもって募集要領の用紙に刷り込んで募集するということになりますので、ご報告させていただきます。

【鈴木会長】

観光協会にご協力頂いて実施するにあたってのサブテーマですが、いかがでしょうか。3つの中からどれが良いかと。趣旨的には27年、28年、29年ときて、それと違うものが出てくるようにしたいという意図があるということですね。

【渡辺委員】

今年度、観光協会の本テーマがありまして、三浦市の四季おりおりの自然、三浦からの景観、産業等の観光資源を対象としたもので三浦市を内外に紹介するもの。これが本テーマになっておりますので、違

うようなものが良いと思います。

【伊藤委員】

3番が広く市外から来た人にも求めているような気もするので、対象は広いのでしょうけども、受け取る方から見ると、ものすごく広がるのかなと。

【鈴木会長】

「守り続けたいあなたの三浦市」であると、三浦市民だけという部分も確かにあるかもしれませんがね。3番が良いのではないかとのご意見ですね。三浦はトライアルステイとかをやられており、外から人を受け入れようということが最近が目立っているので、そういった観点からすると、市外からの目線ということが分かるのは3番ではないかと。多数決にしますか。それまでに手を挙げてご意見を聴いていきたいと思いますので。質問等があったら頂きたいです。大丈夫でしょうか。そうしましたら、一人一票で、これが良いのではないかと意思表示をしていただけたらと思います。

中津委員、一番についてご意見はありますか。

【中津委員】

旅人相手にするならば、地元の人々の生活視点にいかに関わり合おうかというのが最近の傾向なので、地元の人々が知っている所を旅人が行くという趣旨で選んだ方が外部の人には売りになるかなと思います。パブリックな場所をプライベートに使うということがすごく増えているのですが、そこに乗っかれるかなと思ひまして。多数決で決めましょう。

【鈴木会長】

「三浦市での暮らしや」という部分が入っているので、三浦の方が暮らしの中でということも入っているという風にも捉えられますので。それでは、多数決に基づき3番のテーマ設定でよろしく願ひします。

議案としては、これで終了となります。引き続き、報告事項をお願いします。

報告事項1 平成29年度の景観法・景観条例の届出状況について。こちら事務局から説明をお願いします。

■報告事項1 平成29年度の景観法・景観条例の届出状況について

【事務局】

それでは、報告事項1について、ご説明いたします。お手元の資料2-1をご覧ください。条例等の届出状況につきまして、昨年度の状況をご報告いたします。昨年度は、18件の行為について、届出等手続きが行われました。このうち、4件は国や地方公共団体の行う通知行為です。詳細につきましては、資料2-2に一覧表を添付してありますので、ご確認ください。届出行為は8件ありました。行為の種類や景観ゾーニングの内訳を見ますと、行為の内容としては、工作物の新設が3件で最も多く、建築物の新築と建築物の色彩の変更が2件、木竹の伐採と開発行為が1件でした。景観ゾーニングとしては、住宅地景観エリアが4件で最も多く、農の景観ゾーンが2件、商業地景観エリアと工業地景観エリアが各1件でした。次に、手続きがされないまま、行為が行われてしまった無届行為は、6件ありました。行為の内容の内訳は、木竹の伐採が4件と最も多く、工作物の新設とその他行為が各1件でした。これらにつきましては、行為の内容等について、事業者より聞き取りを行い、行為の内容自体は、景観形成基準等に適合していることを確認したため、顛末書を提出させ、今後は適切な手続を行うように、厳重注意をいたしまし

た。景観条例手続きの課題といたしまして、木竹伐採の無届出行為や、代替緑化を協議したものの計画通り緑化をしない事例が散見されます。市ではその都度、事業者に対して指導しておりますが、徹底しきれていないのが実情です。今後の対応といたしまして、無届行為や協議した事項を事業者に遵守させためにも、現地巡回パトロールを行い、監視を強化するようにしていきたいと考えています。報告は以上です。

【鈴木会長】

こちらについて、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

内容的には揉めたような案件は特には無いですか。

【事務局】

事業者と揉めた案件はありません。

【鈴木会長】

分かりました。他にはよろしいでしょうか。

それでは引き続き、報告事項2の報告をお願いします。

■報告事項2 景観資源に関するアンケート調査について

【事務局】

報告事項2 景観資源に関するアンケート調査について報告させていただきます。

現在、「みうら景観資産」は、黒崎の鼻、宮川公園、県立城ヶ島公園等12件を認定しており、ホームページで公開しています。「みうら景観資産」として認定することにより、三浦市の個性や魅力について市民の皆様の認知を高め、また、来訪者の増加となるきっかけとなり、市の活性化にもつながるものと考えています。本市では、三浦市の魅力をより一層積極的にPRし、併せて、三浦市の新たな景観資源やみうら景観資産などを発掘するため、平成30年5月に景観関連で活動する方々を対象にアンケートを実施しました。アンケートを配布した団体については、資料3-1の2番をご確認ください。市内で自然保護活動や史蹟などのPR活動を行っている7団体に協力いただき、61件の回答がありました。アンケート結果については、資料3-2をご確認ください。アンケート結果の詳細については、次の報告事項3でご紹介させていただきます。報告は以上です。

【鈴木会長】

ありがとうございます。こちらについて、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。次の報告事項3と絡んでいますので、報告事項3で内容に応じてアンケートに関する質問がありましたら、適宜お願いします。

それでは、報告事項3をお願いします。

■報告事項3 みうら景観資産について

【事務局】

報告事項3 みうら景観資産についてご報告させていただきます。

報告事項2で報告させていただきましたアンケート調査の結果につきましては、景観的な活動をされている方々の視点から見た本市の景観資源に対する貴重なご意見と捉え、今後の景観行政に反映していきたいと考えております。

資料3-2質問2をご覧ください。この質問では新たな「みうら景観資産候補」の抽出を意図しておりました。結果では、「城ヶ島の馬の背洞門」、「劔埼灯台」、「東大臨海実験所」、「三戸浜」などが上位に位置し、その他の回答は、貴重で珍しいものもありますが2件～3件に分散した結果となりました。今回の結果については、今後のみうら景観資産の認定候補として上位3件をストックさせていただき、具体的なみうら景観資産の認定に向けた取組みを行うときに手続きを実施していきたいと考えております。なお3位の東京大学大学院理学系研究科附属臨海実験所につきましては、次の事項でご報告しますが、解体方針が決定しておりますので、「城ヶ島の馬の背洞門」、「劔埼灯台」及び「三戸浜」の3件を候補として今後の検討の際にご議論いただきたいと思います。その他、調査項目につきましても、資料のとおり様々なご意見を頂きましたので、今後の取組みの際に参考にしていきたいと考えております。

次に、本日、現地視察を行い、また、アンケート結果にも出ました「東京大学臨海実験所の建築物」についてご報告いたします。本件は、新聞報道等でも紹介され、市民の皆様からの関心も高いことから、本審議会でもご報告させて頂くものです。資料4-1をご覧ください。東京大学大学院理学系研究科附属臨海実験所の旧本館及び水族・標本棟については、近年は海洋教育のための展示施設等として利用されてきましたが、老朽化に伴う施設の劣化が激しく、平成28年度以降は建物の利用が中止され、平成30年7月下旬に施設の取壊し方針が決定されました。主な解体の理由は、築80年以上の建物であり、海に隣接することから塩害と経年劣化によって自重や地震の揺れに耐えられないほど劣化が進んでいること、構造的な劣化のため補修が困難であること、崩落による人的被害の懸念があることが挙げられております。三浦市の対応といたしまして、三崎臨海研究所の旧本館及び水族・標本棟の解体決定を受けて、三浦市は平成30年5月15日付けで東京大学に対し歴史的建造物であることから、建物保存の要望を行いました。また「緑の油壺を守る会」からも、平成30年5月22日付けで三浦市長に対し建物保存を求める陳情書が提出されておりますが、今述べた理由から解体の方針に変更はないということを確認しております。みうら景観資産候補にあたって、臨海実験所の旧本館及び水族・標本棟は、「みうら景観資産」の構成要素にある「現代的な文化を示し、優れたデザインを有する建築物」として十分に認定要素を満たすものであり、今年度実施した景観に関するアンケートでも、認定を要望する意見が複数ありました。しかし、「みうら景観資産」としての認定には、所有者又は管理者の意見を聴くこととなっておりますが、東京大学が解体を決定している現在の状況から、「みうら景観資産」として認定することは、なじまないものとして取り扱うものいたします。

次に「宮川公園の風力発電施設の撤去」についてご報告いたします。資料4-2をご覧ください。宮川公園は、本日、現地視察を行いました。みうら景観資産として認定した「宮川公園」に設置されている風車は、平成9年に設置されてから21年以上が経過して老朽化が進行しており、再稼働の見通しが立たないことから、設置者である日本風力開発株式会社から撤去の申出があり、公園利用者の安全を確保するため、公園管理者である三浦市としても撤去を受け入れたものです。主な撤去の理由は、設置後21年以上が経過した海外メーカーの旧型機で、修繕に必要な機器・部品の入手が困難で、再稼働の見通しが立たないこと、老朽化の進行が顕著で、設備の安全の維持が難しい状況であること、風車は都市公園内に設置されており、公園利用者の安全の確保を図る必要があることが挙げられます。公園の管理者である土木課では、11月30日から宮川公園を閉鎖し、撤去の準備に入り、1月、2月頃に風車の解体を行い、3月末に工事を終わらせ、4月1日から開園する予定だと聞いております。みうら景観資産の考え方として、「宮川公園」を認定している要素は「風車」だけではなく、眺望が良好な点、サイクルステーション

やマイルストーン（記念撮影用モニュメント）が設置されている点等があります。風車が撤去された後においても、「宮川公園」は十分に景観資産としての要素を残しているため、引き続きみうら景観資産として取り扱うものといたします。

最後にみうら景観資産のPR活動についてご報告します。スクリーンをご覧ください。平成30年1月から三浦市の広報紙である「三浦市民」の表紙に、みうら景観資産の名称とその概要を掲載しています。1月号から11月号の表紙はご覧のとおりです。なお、12月号は市道310-3号線沿いの河津桜の掲載を予定しています。報告は以上です。

【鈴木会長】

ありがとうございました。ただ今の説明に関して、何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。

【上野委員】

みうら景観資産については今後も継続的に検討していくのですか。

【事務局】

今後も引き続き、良い景観については認定を増やしていければと考えています。

【上野委員】

「三浦市民」の表紙について問い合わせはあるのですか。

【事務局】

最近では大根についての風景はいつから見るのが可能かという問い合わせがありました。

【鈴木会長】

これは、新聞に取り上げられた直後のアンケートですか。

【事務局】

東京大学についてですか。

【鈴木会長】

そうです。

【事務局】

新聞に取り上げられたのと同時期になります。

【鈴木会長】

その影響で入ってきたということもあると思います。

報告事項であります。宮川公園については、風車が撤去されても景観資産としては引き続きということよろしいでしょうか。

それでは引き続き事務局から報告事項をお願いします。

■報告事項4 その他

【事務局】

その他の報告事項として「景観学習」についてご報告いたします。

「景観学習」は、小学校において、総合学習の時間を利用して景観をテーマに取り上げてもらい、景観を意識してもらうきっかけとすることを目的としたもので、身近な「景観」を切り口として、自分たちの住んでいる地域に興味や愛着をもち、その良さに気づくことにより、郷土愛溢れるみうらっ子を育て、三浦の美しい景観を守り、育み、後世に伝えるための取組みです。本審議会においても、学校教育の場でも、

子どもの頃から普及・啓発することも大切であるというご意見をいただき、昨年度末に小学校校長会において、景観学習の取組みをお願いしておりました。6月に入り、南下浦小学校から問い合わせをいただき、6年生の担任の先生と協議をしてきました。協議では、国土交通省の景観学習プログラムなどを紹介しましたが、最終的な採択にまでは至りませんでした。ただし、南下浦小学校のその担任の先生の授業では、三浦に生きる人をテーマに、三浦の歴史や風土を表現した写真集「南端」を出版した写真家の講演会などを行っており、三浦への郷土愛や、三浦らしい風景を意識させるような学習が行われていることがわかりました。行政からのお願いによらず、各教員の工夫によって、三浦市らしさや、三浦市の良さを伝える「景観学習」といえる授業が行われておりましたので、今後、行政として協力できることを探りながら、取組みを進めていきたいと考えております。以上で報告を終わります。

【鈴木会長】

ありがとうございます。非常に大事なことであります。引き続き、継続的にチャンスを探っていただければと思います。

それでは、時間をオーバーしてしまいましたが、午前中の視察から長時間に渡り、ありがとうございます。こちらで、終了ということで事務局の方に司会をお返しします。

その後、事務局より第2回審議会の予定を伝達し、閉会を宣言した。

—了—